

平成 27 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 シ リ コ ン ス タ ジ オ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 寺 田 健 彦
(コード番号：3907 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 今 井 理 人
(TEL. 03-5488-7070)

株式給付信託(J-ESOP)の導入(詳細)に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 16 日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進および当社の企業価値向上にかかるインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。その詳細が確定し、本制度を導入しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、平成 27 年 1 月 16 日に当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場のご承認をいただき、当社株式は、本日、東京証券取引所市場マザーズに上場 (以下、「本上場」といいます。)されました。当社は、本上場を踏まえ、従業員と一体となって企業価値と株式価値の向上に邁進するためのインセンティブ・プランとして本制度を導入いたしました。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 及び平成 20 年 11 月 17 日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度であります。

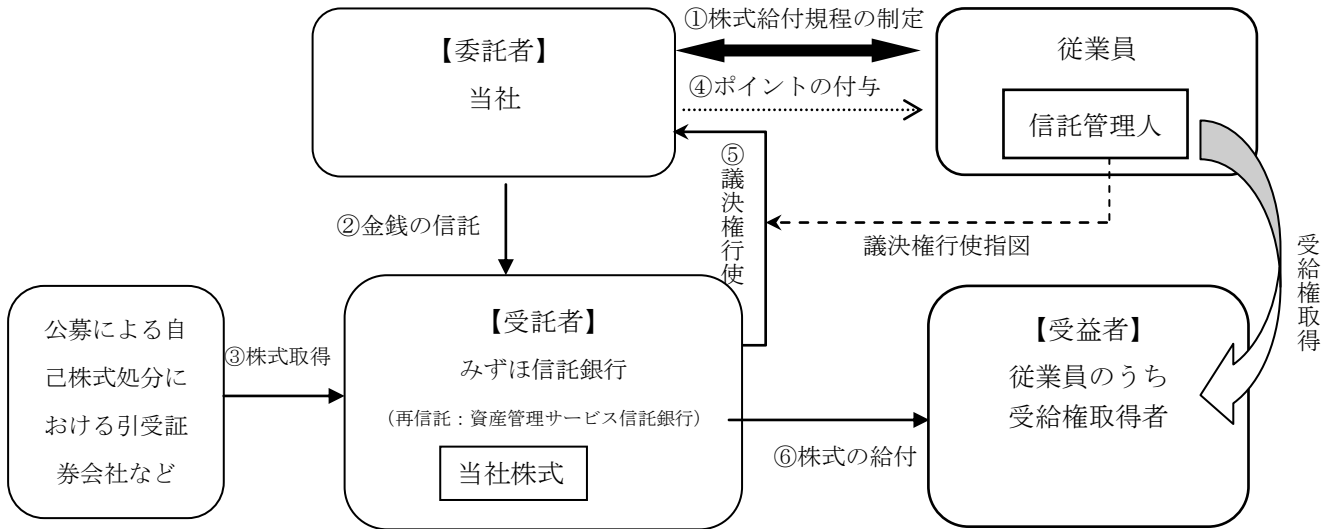
2. 本制度の概要

本制度は、今後制度開始に際し制定する予定の株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① □当社は、本制度の開始に際し「株式給付規程」を制定いたします。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）いたします。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得いたします。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与いたします。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使いたします。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

3. 本信託の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (5) 受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (6) 信託設定日 | 平成27年2月3日 |
| (7) 信託の期間 | 平成27年2月3日から信託が終了するまで
（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。） |
| (8) 制度開始日 | 平成27年4月1日（予定） |

4. 本信託における当社株式の取得内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 取得した株式 | 当社普通株式 25,000 株 |
| (2) 取得価額の総額 | 122,500,000 円 |
| (3) 株式取得時期 | 平成 27 年 2 月 23 日 |
| (4) 株式取得方法 | 本上場に伴い実施された公募による自己株式の処分にかかる引受
証券会社からの買付け（親引け） |

以 上